



届出・証明

column

市役所での手続きをサポート！

引っ越しの届出や戸籍の届出の際には、世帯の状況に応じてさまざまな手続きが必要となります。「どんな手続きをしたらいいかわからない、知りたい」と思ったときに、役立つwebページがありますので、ご利用ください。

くらしの手続きナビ

転入・転居・転出の住民異動の手続きや、結婚や出生・死亡など戸籍にかかわる手続きのやり方をまとめています。



千曲市 くらしの手続きナビ 検索

手続きチェックシート

「おくやみ(死亡届)」のほか、「転入」「転出」「転居」に対応したチェックシートです。手続きもれや再来庁を減らすためにぜひご利用ください。



千曲市 手続きチェックシート 検索

(HP手続きチェックシートをご活用ください)

くらしのいろいろな節目で必要な手続きについてご案内します。

戸籍の届出

市民課 内線(1203)

戸籍は、出生・婚姻・離婚などの個人の身分関係を証明するものです。届出は期日を守って正確をお願いします。

届出事項	持参するもの	注意事項
出生届	<input type="checkbox"/> 出生証明書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> ●生まれた日から14日以内に届け出てください。届出人は出生子の父または母です。 ●命名は、常用漢字・人名漢字・カタカナ・ひらがなの範囲で決めてください。
死亡届	<input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 喪主の印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡の事実を知った日から7日以内に届け出てください。火葬場の予約の都合上できるだけ早く届出てください。埋火葬許可証を発行します。
婚姻届	<input type="checkbox"/> 本籍がほかの市区町村の方は戸籍全部事項証明書(謄本) <input type="checkbox"/> 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ●婚姻と同時に転入の方は、前住所地から転出証明書をお持ちください。 ●土曜・日曜・祝日・時間外は宿直で受け付けます。ただし、市民課で届書の事前審査が必要になります。
離婚届	<input type="checkbox"/> 本籍がほかの市区町村の方は戸籍全部事項証明書(謄本) <input type="checkbox"/> 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ●調停離婚の場合は調停成立(または審判など確定)の日から10日以内に届け出てください。協議離婚には届出期限はありません。 ●夫婦間の未成年の子については、親権者を定めてください。 ●裁判離婚の場合、調停調書の謄本、または審判書、もしくは判決の謄本と確定証明書が必要です。
養子縁組	<input type="checkbox"/> 本籍がほかの市区町村の方は戸籍全部事項証明書(謄本) <input type="checkbox"/> 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ●未成年者を養子にするときは家庭裁判所の許可が必要です(ただし、自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合は許可は不要です)。 ●養子が15歳未満のときは、届出人は親権者です。
転籍届	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(謄本) <input type="checkbox"/> 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ●本籍地を変更する場合に届け出てください。 ●市内転籍の場合は戸籍全部事項証明書(謄本)は不要です。

※その他の届出については市民課戸籍担当までお問い合わせください。

住民異動の届出



くらしの手続き
ナビ



手続き
チェックリスト

問 市民課 内線(1214)

種類	届出期間	届出に必要なもの (該当される方のみ必要となる場合があります)	注意事項
転入届 千曲市外から転入	引っ越ししてきた日から14日以内	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 転出証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">● 国外からの転入にはパスポートおよび戸籍抄本、附票の写し(本籍地が市外の人のみ)が必要です。● マイナンバーカードの住所変更手続きが必要です。
転出届 千曲市から他の市町村に転出	あらかじめもしくは引っ越し後14日以内	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証	<ul style="list-style-type: none">● 国外へ転出するときもこの届出をしてください。● マイナンバーカードの署名用電子証明書を発行している人は失効します。
転居届 千曲市内で転居	引っ越しした日から14日以内	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">● アパート、マンションなど部屋が変わったときも届出してください。● マイナンバーカードの署名用電子証明書を発行している人は失効します。● マイナンバーカードの住所変更手続きが必要です。

※本人またはその世帯の世帯主以外の方が届出をする場合は、委任状が必要です。

※マイナンバーカード・住民基本台帳カードによる転入については転入日から14日以内または転出予定日から60日までの間に転入の手続きを行なう必要があります。

※マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方で転入された方は、届出後90日以内に券面記載事項変更届を行わないとカードが失効します。

※児童手当、福祉医療費、国民健康保険など、お手続きが必要な方は担当課へお問い合わせください。

※転出届のみ郵送でも届出することが出来ます。

詳しくはHPをご覧ください。



HP
郵送による転出届

届出・証明

本人確認書類

A) 1点だけで本人確認が必要なもの(官公署が発行した写真付きの証明書)

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(通知カードは不可)、写真付き住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障がい者手帳 など

B) 2点以上の組み合わせが必要なもの

健康保険証、介護保険等の被保険者証、年金手帳、年金証書、顔写真のない住民基本台帳カード など

印鑑登録

問 市民課 内線(1213)

印鑑登録はお手持ちの印鑑をあなた個人のものとし、公に立証するために登録することをいいます。この登録された印鑑を実印といい、不動産売買や保証人などに必要とされ、個人の財産や権利を守る大切なものです。

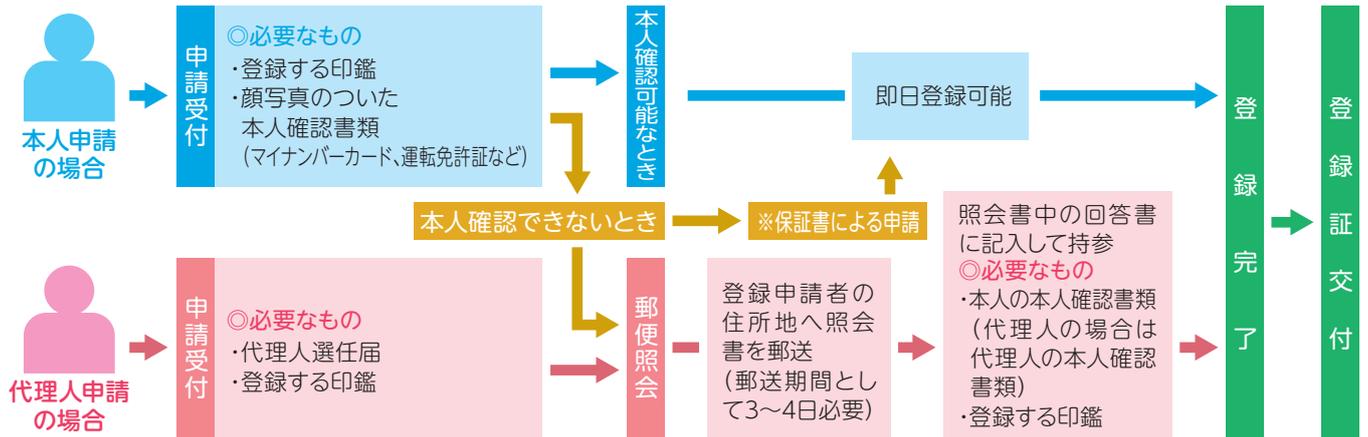
印鑑登録できる方

15歳以上で、本市の住民基本台帳に記録されている人

印鑑登録するときは

印鑑登録は、本人が直接行うことになっています。やむを得ない理由により、本人が来られないときは、委任の旨を証する書面(代理人選任届など)があれば、代理人による登録もできます。なお、委任の旨を証する書面は本人(登録しようとする人)が、直筆でお書きください。

印鑑登録の流れ



※保証書は千曲市で印鑑登録している保証人の方が登録番号・住所・氏名を記入し登録印を押印

印鑑登録できない印鑑

- ①住民基本台帳に記録されている氏名以外(花柄や飾り柄など)が彫られているもの
- ②印影の大きさが一辺8mmの正方形より小さいもの、一辺25mmの正方形より大きいもの
- ③変形したり欠けやすい材質(ゴム印、指輪印など)のもの
- ④3分の1以上、ふちが欠けたり磨耗しているもの
- ⑤同一世帯で類似印があると認められるもの
- ⑥その他登録印鑑として適当でないもの

印鑑登録証明書の発行

印鑑登録証明書交付申請書に必要事項を記入し、印鑑登録証をそえて申請してください。印鑑登録証がないと、本人であっても証明書は交付できません。なお、代理人に依頼する場合についても、本人の場合と同様、印鑑登録証をそえて申請してください(委任状は必要ありません)。

印鑑登録証明書は市内の7郵便局(P.61各種証明書発行参照)や全国のコンビニエンスストア(P.62各種証明書のコンビニ交付サービスについて参照)でも交付できます。

こんなときには届出を

届出事項	必要なもの	
印鑑登録証をなくしたとき	<input type="checkbox"/> 本人を確認できるもの	<input type="checkbox"/> 登録印鑑 ※再登録手数料300円
登録印を変えたいとき	<input type="checkbox"/> 変更する登録印(新しい印)	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input type="checkbox"/> 本人を確認できるもの ※再登録手数料300円
印鑑登録を廃止するとき	<input type="checkbox"/> 本人を確認できるもの	<input type="checkbox"/> 登録印鑑 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証

各種証明書発行

市民課 内線(1211) / FAX 026-272-6739 / 上山田戸倉出張所 ☎026-214-2950

※窓口に来られた方の本人確認書類の提示が必要です。

証明書等の種類	手数料	必要なもの・注意事項
住民票の写し 住民票記載事項証明	1通 300円	<input type="checkbox"/> 本人、同一世帯員以外の方が請求する場合は委任状が必要です。 <input type="checkbox"/> 転出者の除票は本人のみ、死亡者の除票は利害関係人のみ請求できます。 <input type="checkbox"/> 第三者請求の場合、使用目的を裏付ける資料(契約書など)をお持ちください。使い道によっては交付できない場合があります。
戸籍全部事項証明(謄本) 戸籍個人事項証明(抄本)	1通 450円	<input type="checkbox"/> 原則、本人または配偶者、直系の親族の人しか請求できません。
除籍謄本・抄本	1通 750円	<input type="checkbox"/> 代理人が請求する場合は委任状が必要です。
改製原戸籍謄本・抄本	1通 750円	<input type="checkbox"/> 請求する人の資格や使用目的を確認できる資料が必要な場合もあります。
戸籍の附票の写し謄本・抄本	1通 300円	
身分証明書	1通 300円	<input type="checkbox"/> 本人以外が請求する場合は本人の委任状が必要です。
独身証明書	1通 350円	
届書の受理証明書	1通 350円	<input type="checkbox"/> 届書を受理した市区町村へ請求してください。 <input type="checkbox"/> 届出人以外の方が請求する場合は届出人の委任状が必要です。
印鑑登録証明書	1通 300円	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証の提示が必要です。

● 住民票の写し、戸籍全部事項証明(謄本)・戸籍個人事項証明(抄本)、印鑑登録証明書は、市内7郵便局や全国のコンビニエンスストア(P.62各種証明書のコンビニ交付サービスについて参照)でも交付できます。

※市内7郵便局…森・雨宮・稲荷山・八幡・更級・五加・カ石(市の休日を除き午前9時から午後5時まで・本人申請のみ)

休日開庁日

次のとおり市民課の一部窓口を開設しています。

- 日時／毎月第2日曜日
午前8時30分～午後5時15分
- 場所／庁舎1階 市民課
※出張所では実施しておりません。

取扱い業務

- 戸籍・住民票の写しなどの交付
 - 印鑑登録および証明書の交付
 - 戸籍届の預かり
 - マイナンバーカードの手続き(予約が必要な場合があります。詳細は問い合わせてください。)
 - パスポートの交付
- ※住民異動届(住所の異動)は取り扱いできません。税務関係証明書は取り扱いできません。

マイナンバー(個人番号)カード

市民課 内線(1212)

マイナンバーカードの申請方法

▶ 郵送による申請

個人番号カード交付申請書に、顔写真を貼付し必要事項を入力し返信用封筒で送付。

※個人番号カード交付申請書および返信用封筒は、マイナンバーカードを申請していない人に対し、令和2年12月から令和3年3月にかけて送付されています。

▶ スマートフォンによる申請

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影し、個人番号カード交付申請書用webサイトにアクセス。必要事項を入力して申請。

▶ 申請機能付き証明用写真機からの申請

タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。撮影用の金額を入れて、個人番号カード交付申請書の二次元コードを読み込み、画面の案内に従って申請。

▶ 市役所窓口での申請

市民課に本人確認書類を持参して個人番号カード交付申請書に記入し、申請。

※顔写真は無料で撮影します。

各種証明書のコンビニ交付サービスについて

問 市民課 内線(1216)

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなどの各種証明書を取得できます。勤務先や外出先でも、早朝から夜間・休日も利用できます。

利用できる人

千曲市に住民登録があり、「利用者証明用電子証明書」が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの人。

※住民基本台帳カードや紙製の通知カードでは利用できません。

※15歳未満の方は利用できません。

ご利用に必要なもの



◀利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード

以下のカードでは利用できません



▲住民基本台帳カード



▲紙製の通知カード

取扱い時間

午前6時30分から午後11時まで(メンテナンス時を除く)

パスポート(旅券)

問 市民課 内線(1202)

申請できる人

千曲市に住民登録がある人

受付時間

- 月・水・金曜日 午前8時30分～午後5時
- 火・木曜日 午前8時30分～午後7時
- 第2日曜日(受取りのみ) 午前8時30分～午後5時15分

手数料

申請旅券の種類	手数料	内 訳	
		収入印紙	長野県収入証紙
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年旅券	11,000円	9,000円	2,000円
5年旅券(12歳未満)	6,000円	4,000円	2,000円
記載事項変更旅券	6,000円	4,000円	2,000円
査証欄増補	2,500円	2,000円	500円

取扱いできる店舗(全国)

- セブン-イレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- イオンリテール など

※証明書が発行できるマルチコピー機が設置されている店舗に限ります。

取得できる証明書と手数料

いずれの証明書も市役所の窓口で取得するより**50円割引**となります。

証明書の種類	手数料(1通)	留意事項
住民票の写し	250円	本人および同一世帯の人の分を取得できます。除かれた住民票の写しは取得できません。
印鑑登録証明書	250円	印鑑登録をしている本人の証明書のみ取得できます。
戸籍全部(個人)事項証明書	400円	千曲市に本籍がある人で、本人および同一戸籍の人の証明書が取得できます。除籍・改製原戸籍は取得できません。
戸籍の附票の写し	250円	

※千曲市に本籍があれば市外にお住まいの方でも戸籍証明書を取得できます。ご利用には事前に利用登録申請が必要です。

必要な書類

一般旅券発給申請書	申請書は市民課にあります
戸籍謄本または抄本	有効旅券を持っていて、氏名・本籍(都道府県)に変更ない場合は省略可
本人確認書類(原本)	運転免許証・マイナンバーカードなど(健康保険証・年金手帳などは2点) 代理人が申請する場合は、申請者本人と代理人それぞれ必要です。
パスポート用写真	規格に合わない場合は、撮り直しをお願いする場合があります。
前回発給を受けた旅券	有効期間がある旅券は必ずお持ちください。
その他の書類	申請の内容により必要な書類が異なります。

申請から交付まで

- パスポートの交付(受取り)は、原則申請日から土・日曜日、祝日、振替休日および年末年始(12月29日～1月3日)を除いて8日目以降になります。
- パスポートの受取りは必ず本人が来庁してください。

税金・年金・国保

column

税証明オンライン申請

税関係証明書をオンラインで申請し、郵送で交付を受けることができます。窓口で申請する場合と比べて「来庁する必要なし!」「いつでも申請可能!」「手続きは便利!」になります。ぜひご利用ください。



千曲市 税証明オンライン 検索

オンライン申請に必要なもの

- [1] マイナンバーカード(署名用電子証明書機能の設定があるもの)
本人確認(電子署名)のために利用します。
- [2] 署名用電子証明書暗証番号(交付時に設定した6桁以上の暗証番号)
本人確認(電子署名)のために利用します。
- [3] クレジットカード
手数料等の納付に利用します。
★対応ブランド VISA、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club
- [4] マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンまたは、タブレット端末、スマートフォンアプリでマイナンバーカードを読み取り、本人確認を行います。



税金

千曲市で取り扱っている市税は、次の一覧表のとおりです。

税金の種類	納税義務者
市民税(住民税) 個人市(県)民税	①1月1日現在、千曲市に住所があり、前年に所得があった方 ②千曲市に住所がなく、市内に家屋や事務所、事業所を所有の方(家屋敷課税)
法人市民税	市内に事務所、事業所を持つ法人など。事業年度終了から2か月以内に申告書を提出し納税してください。
固定資産税	1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産(事業用)を所有の方 ※毎年4月1日から5月末日まで固定資産関係帳簿の縦覧ができます。
都市計画税	1月1日現在、市内の都市計画区域(除外区域あり)に土地・家屋を所有の方 ※固定資産税とあわせて賦課徴収されます。
国民健康保険税	市内に住んでいて、国民健康保険に加入している世帯の世帯主 ※加入・脱退などの異動があった場合は、必ず届出をしてください。
軽自動車税	4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方 ※軽自動車、二輪の小型自動車の車検には納税証明書が必要です。転売や廃車などの異動があった場合は、関係機関に必ず届出をしてください。
たばこ税	製造たばこの卸売販売業者など
入湯税	鉱泉浴場(温泉など)を利用する入湯客
鉱産税	鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

個人市(県)民税

税務課

内線(1141・1142) / FAX 273-8400

1月1日現在、千曲市に住所を有し、前年に一定額以上の所得があった方に「均等割」と「所得割」の合計額を納めていただきます。また、市内に住所がなくても、市内に事務所・事業所または家屋敷を所有する方にも均等割が課税されます。なお、県民税は、市民税にあわせて課税されます。

区分・税率	均等割	所得割
市民税	3,500円	課税所得金額の6%
県民税	2,000円(うち500円は「長野県森林づくり県民税」)	課税所得金額の4%

個人市(県)民税の申告と納税

市(県)民税の申告は、1月から12月までの収入について、翌年の3月15日までにすませることになります。ただし給与以外に収入がなく、かつ毎月給与から市(県)民税が差し引かれている方、および所得税の確定申告をされる方は、原則として申告の必要はありません。納税は、年金や給与から差し引かれる「特別徴収」と、市役所から送付された納税通知書により、金融機関などへ納付する「普通徴収」の方法があります。

個人市(県)民税が課税されていない方

- 次に該当する方には市(県)民税はかかりません。
- ①前年中の所得が条例で定められた金額以下である方
 - ②生活保護を受けている方
 - ③障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親であって、前年中の所得が135万円以下の方

税金・年金・国保

パート収入の税金

いわゆる「パート」を含む給与所得者は、年間収入が103万円までは所得税が課税されません。また、税法上の配偶者控除・扶養控除の対象になることができます。市(県)民税は、年間給与収入で93万円から100万円までは均等割のみが課税され、100万円を超えると所得割も課税されます。

法人市民税

問 税務課 内線(1143) / FAX 273-8400

市内に事務所・事業所を有する法人は均等割(資本などの金額や従業者数の区分により決められた額)、法人税割(国に納める法人税額により決まる額)が課税されます。市内に事務所・事業所がなくとも、寮などがある場合は、均等割が課税されます。

納める税額

均等割/資本などの金額と従業者数により9区分、
年額5万円から300万円
法人税割/法人税額の6.0%

法人市民税の申告と納税

事業年度の終了から2か月以内に確定申告をし、納税することになっています。なお、中間決算を行う会社においては中間申告をする必要があります。また、事業の開始・廃止および所在地・名称などの変更の際は、届出が必要です。

固定資産税

問 税務課 内線(1132) / FAX 273-8400

1月1日現在、千曲市に土地・家屋・償却資産(事業用)を所有する、法人・個人に課税されます。

納める税額

課税標準額×税率1.4%

固定資産課税台帳、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿で、土地・家屋の評価額をご覧いただけます。縦覧できる方は、固定資産税の納税者、同居の親族および委任状により納税者などから委任された方です。縦覧できる方かどうかを確認するため、自動車運転免許証など本人と確認できるものを持参してください。縦覧期間は、毎年4月1日から5月末日までです(土・日・祝日は除く)。固定資産課税台帳については、縦覧期間だけでなく通年ご覧いただけます。なお、各筆、各棟ごとの評価額や課税標準額が記載された土地・家屋名寄帳の交付は有料です。

固定資産の届出

家屋を取り壊したり、未登記家屋で所有者が変わった場合などは、税務課にあります。所定の様式により届出をしてください。

固定資産税の軽減について

住宅用地に対する課税にあたっては、負担軽減措置を設けています。これにより、土地の課税標準額は、200㎡までは6分の1に、残りの部分については基本的に3分の1に軽減されます。また、新築家屋は、50㎡以上280㎡以下のものは、120㎡相当部分の税額が初年度から3年間(県の認定を受けた長期優良住宅は5年間)、2分の1に軽減されます。さらに、マンションなど3階以上の中高層耐火構造住宅は、同様の条件において、5年間(県の認定を受けた長期優良住宅は7年間)軽減されます。

不動産取得税(県税)

問 総合県税事務所 ☎234-9565

不動産取得税は、土地や家屋を取得した個人や法人に課税される県税です。不動産の価格は通常、固定資産税評価額によりますが、新築住宅など固定資産評価額がない場合は、県知事が決定します。税額は、不動産価格に税率をかけた額となります。

都市計画税

問 税務課 内線(1132) / FAX 273-8400

1月1日現在、千曲市の都市計画区域内(農業振興地域の農用地、山林、池沼、原野を除く)に土地・家屋を所有する、法人・個人に課税され、固定資産税とあわせて納付していただきます。

納める税額

課税標準額×税率0.1%

都市計画税の軽減について

住宅用地に対する課税については、税負担の軽減措置を設けています。これにより、200㎡までは3分の1に、残りの部分については基本的に3分の2に軽減されます。なお、新築家屋についての軽減はありません。

軽自動車税

問 税務課 内線(1144) / FAX 273-8400

原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車を、その年の4月1日現在、所有している人に課税されます。

車の種類	税率(年額)
50cc以下のバイク	2,000円
90cc以下のバイク	2,000円
125cc以下のバイク	2,400円
農耕車	2,400円
小型特殊	5,900円
ミニカー	3,700円
125ccを超え250cc以下のバイク	3,600円
小型二輪車	6,000円
雪上車	3,600円
軽三輪車	3,900円
四輪乗用(自家用)	10,800円
四輪乗用(営業用)	6,900円
四輪貨物(自家用)	5,000円
四輪貨物(営業用)	3,800円

●初度検査年月、環境性能などにより税率が変わる場合があります。

- 身体障がい者の方などは、軽自動車税が減免になる場合がありますのでお問い合わせください。
- 軽自動車の車検には納税証明書が必要です。納税通知書による現金納付の方は、領収書と証明部分を、口座振替納付の方は振替後に市役所から送付される納税証明書を、それぞれ保管してください。

軽自動車の届出

住所変更や申告(届出)事項に変更があったり、廃車、譲渡した場合などは所定の機関に届出が必要です。

- ① 125cc以下のバイク・小型特殊(農耕用作業車含む) 税務課
 - ② 125ccを超え250cc以下のバイク
250ccを超えるバイク
国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局
☎050-5540-2042
 - ③ 三輪・四輪の軽自動車
軽自動車検査協会長野事務所 ☎050-3816-1854
- ※自分の車やバイクを譲渡や廃車する際に、その届出が行われていないと、いつまでも税金がかかってしまいます。また、何かトラブルが起きた際に、所有者として関係せざるを得なくなる恐れもあります。販売店やほかの人に届出を依頼したときも、手続きが完了したことを確認することが大切です。

国民健康保険税

問 税務課 内線(1143) / FAX 273-8400

国民健康保険税は、市が運営する国民健康保険事業に要する費用にあてるために課税されます。後期高齢者医療制度に加入している人、勤務先の健康保険に加入している人とその扶養家族、生活保護を受けている人以外は国民健康保険に加入しなければなりません。

税の各種証明

税務課、債権管理課および証明書の発行窓口で交付できる証明書は、以下のとおりです。所定の申請書に必要な事項を記入して申請してください。代理人の場合は、本人からの委任状または代理人選任届が必要です。なお、申請の際は、本人(代理人)確認のため自動車運転免許証などの本人確認書類を持参してください(印鑑は不要です)。

証明の種類	発行窓口	手数料(1通)	申請時必要なもの
所得(課税・扶養)証明	税務課、証明書の発行窓口	300円	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が申請する場合 申請書・本人確認書類 ● 代理人が申請する場合 申請書・委任状・代理人の本人確認書類 □ 本人確認書類 1点でよいもの→官公庁が発行した顔写真入りのもの(マイナンバーカード・自動車運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など) 2点必要なもの→公的機関が発行した顔写真なしのもの(健康保険証・公的年金手帳など)
営業証明	税務課	300円	
納税証明	債権管理課、証明書の発行窓口	300円	
土地台帳の閲覧	税務課	300円	
公図の閲覧・複写	税務課	300円	
名寄帳(課税台帳)の閲覧	税務課	300円	
評価証明	税務課	300円	
住宅用家屋証明	税務課	1,300円	
地方税法第422条の3の通知書	税務課	無料	
軽自動車車検用納税証明	債権管理課、証明書の発行窓口	無料	

平日に窓口での交付申請が困難な方のために、次のサービスを行っています。

- ① マイナンバーカードを活用したオンライン申請サービス
 - ② 電話予約による休日発行サービス
- 上記のサービスをご利用いただくには、それぞれ条件があります。詳しくは千曲市ホームページでご確認ください。

国民健康保険税の納税義務者

国民健康保険の加入者一人ひとりが納税義務者になるのではなく、加入者の属する世帯の世帯主が納税義務者になります。この場合、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、条例上、世帯主の名前で課税されますので、納税通知書は世帯主あてに送付されます。

国民健康保険税の税額

医療分・後期高齢者支援金分および介護分のそれぞれにつき、一世帯ごとに定額(平等割)、加入者数による額(均等割)、加入者の前年所得に応じた額(所得割)の合計額で計算されます。なお、介護分については国民健康保険加入者のうち、40歳から65歳未満の方に課されます。税率は、年度ごとに条例によって定められます。

入湯税

問 税務課 内線(1141) / FAX 273-8400

鉱泉浴場(温泉など)を利用する入湯客に対して課税されます。

納める税額

1人につき/宿泊する入湯客 1泊150円
/日帰りの入湯客 1日 50円

ただし、12歳未満の方、共同浴場または一般公衆浴場に入湯する方については、入湯税が免除されています。税金は利用料金に含まれており、浴場経営者が入湯客に代わって納めます。



オンライン申請サービス

休日発行サービス

納税

問 債権管理課 内線(1111・1113) / FAX 273-8400

市税は、下記の納付方法(場所)で納めることができます(市内に支店のない金融機関で納める場合、手数料がかかる場合があります)。主な市税の納期限は、次に示す各月の末日(12月は25日)です。ただし、その日が土曜・休日にあたる場合は翌開庁日になります。

区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税(普通徴収)				1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税			1期		2期					3期		4期	
軽自動車税			全期										
国民健康保険税(普通徴収)					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

- 市(県)民税の特別徴収(給与からの天引き)の方は、6月から翌年5月までの12期に分けて納めます。
- 市(県)民税の特別徴収(年金からの天引き)の方は、年金支給月に納めます。

納付方法(場所)

納付書でのお支払い

- 市役所(上山田戸倉出張所では納付できません)
- 市内の金融機関
八十二銀行・長野銀行・長野信用金庫・長野県信用組合・長野県労働金庫 本店・支店
ながの農業協同組合 本所・支所
ゆうちょ銀行・郵便局
- コンビニエンスストア(※1)

口座振替でのお支払い

- 上記、「市内の金融機関」の口座

その他の納付方法

- スマホアプリ(※1)(※2)
PayPay、LINEPay
- 共通納税システム(※2)
市(県)民税の特別徴収と法人市民税に限り
※1 コンビニエンスストア、スマホアプリでは以下の場合は納付できませんので、ご注意ください。
- バーコードのない納付書
- コンビニ取扱期限を経過している納付書
- 納付書1枚あたりの合計金額が30万円を超える場合
※2



スマホアプリ



共通納税システム

口座振替の手続き方法

預金通帳とその通帳の届出印を持参のうえ、市役所または市内の金融機関の窓口にある「千曲市市税等口座振替依頼書」で手続きをしてください。

国民年金

問 市民課 内線(1221・1222)

国民年金制度は、加齢や障がいなどで収入を得ることが困難な状態になったときに年金を支給し、本人や家族の生活の基本的な部分を経済面で支えるものです。このため、5年ごとに制度改正や年金額などの水準見直しを行うほか、マクロ経済スライド制を導入し、年金の給付水準を維持しています。

公的年金の種類としくみ

公的年金は、国民年金・厚生年金の2つの制度に分けられます。国民年金は、日本に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入を義務づけられています。

自営業・農業・学生などは国民年金にのみ加入して【基礎年金】給付を受けますが、会社員、公務員など厚生年金加入者は国民年金にも同時に加入し、基礎年金のほかに【報酬に応じた年金】給付を受けます。

また、国民年金加入者の上乗せとして国民年金基金制度があり、厚生年金加入者には厚生年金基金制度があります。

国民年金の加入者

国民年金の加入者は3種類に分かれます。

- ①第1号被保険者
農業、自営業者、学生などで、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方
- ②第2号被保険者
厚生年金の被保険者本人
- ③第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方
- ④希望で加入する方(任意加入被保険者)
 - 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
 - 海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人
 - 昭和40年4月1日以前生まれで、受給権を満たしていない方は、65歳から70歳までの間で受給権を満たすまで加入できます。

	加入者	手続き	保険料の納め方
第1号被保険者	自営業・農業・学生・アルバイト・無職の人など	加入者自身が市役所で行います。	加入者自身が納めます。
第2号被保険者	会社員・公務員など	勤務先の事業所が行います。	勤務先の年金制度から納められます。
第3号被保険者	会社員・公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者	扶養者の勤務先の事業所が行います。	扶養している人(第2号被保険者)の加入年金制度から納められます。

国民年金届出一覧

▶ 国民年金に入るとき

内容	いつまでに	手続きに必要なもの
会社をやめたとき	14日以内	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 退職年月日の分かる書類
会社員である配偶者の扶養(健康保険)からはずれたとき	14日以内	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 資格喪失年月日の分かる書類
任意加入するとき	—	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 預金通帳(貯金通帳)

▶ 国民年金をやめるとき

内容	いつまでに	手続きに必要なもの
会社に就職したとき	—	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 勤務先の健康保険証

▶ その他

内容	手続きに必要なもの
保険料を納められないとき(免除申請・学生納付特例申請・若年者納付猶予申請)	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 学生は学生証の写しまたは在学証明書 <input type="checkbox"/> 退職による場合は離職票か雇用保険受給資格者証など
生活保護の開始、廃止	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書
年金を請求するとき	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 配偶者の年金証書 <input type="checkbox"/> 預金通帳(貯金通帳) <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明(謄本)
年金受給者が亡くなったとき	<input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 預金通帳(貯金通帳) <input type="checkbox"/> 請求する方の戸籍など

国民年金の給付の種類と請求

国民年金の給付には、すべての国民に共通する給付として老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金と、国民年金独自の給付として付加年金・寡婦年金・死亡一時金があります。

▶ 請求に必要な書類

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
 - 預金通帳(貯金通帳)
 - 戸籍全部事項証明(謄本)
- このほかにも書類が必要な場合があります。

老齢基礎年金

昭和61年4月1日現在で60歳未満の方で国民年金に10年以上加入した方に適用され、65歳から年金を受けることができます(請求は誕生日の前日からです)。*平成29年7月までは受給資格期間が原則25年以上必要でしたが、平成29年8月から10年以上に短縮されました。

▶ 受給資格期間

- 国民年金保険料を納めた期間
 - 国民年金保険料の免除、納付猶予を受けた期間
 - 任意加入できた方が加入しなかった期間など(合算対象期間)
 - 昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合保険の被保険者期間
 - 第3号被保険者であった期間
- これらを合計して10年以上の期間が必要です。ただし、加入期間のうち保険料未納期間は除かれます。

老齢基礎年金の額

*数値は令和4年度

老齢基礎年金は、年額777,800円が満額の年金です。ただし、満額の年金は、20歳から60歳までの40年間国民年金に加入し、保険料をすべて納付した人が65歳から年金を受け取る場合です。保険料の未納や免除などにより納付月数が40年に達しなかった場合は、その不足する期間に応じて減額されます。

▶ 老齢基礎年金の計算式

$$777,800円 \times \frac{\begin{matrix} \text{保険料納付月数} \\ + \text{全額免除月数} \times 4/8 \\ + 1/4 \text{納付月数} \times 5/8 \\ + \text{半額納付月数} \times 6/8 \\ + 3/4 \text{納付月数} \times 7/8 \end{matrix}}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{月}}$$

*平成21年3月分までは、全額免除は、6分の2、4分の1納付は6分の3、半額納付は6分の4、4分の3納付は6分の5にて、それぞれ計算されます。

なお、老齢基礎年金の支給開始は65歳ですが、60歳から64歳の間に繰り上げて請求することもできます。しかし、繰り上げて請求する場合、請求したときの年齢により本来の年金額から減額されます。減額された受給率で生涯受けることになるほか、いろいろな制限があります。よくお考えのうえ請求をしてください。また、反対に65歳を過ぎて66歳以降(繰り下げて)受給する場合は増額されます。なお、増額率と減額率は生年月日により異なります。

障害基礎年金

障害基礎年金は、下記のとときに国民年金の障害等級表の1級または2級に該当していると認められた場合に支給されます。

- 国民年金に加入している間に病気やケガで障がい者になってしまったとき
- 20歳前(国民年金に加入する前)に障がい者になってしまったとき
- 60歳以上65歳未満の間に障がい者になってしまったとき

▶ 障害基礎年金の額

*数値は令和4年度

1級/年額972,250円
2級/年額777,800円

また、障害基礎年金の受給者によって生計が維持されている18歳までの子などがいるときは、加算されます。障害基礎年金を受給するためには一定の保険料納付要件があり、保険料を未納にしておくとも障害基礎年金を請求する権利を得られない場合もありますので、必ず納付するか免除の申請をしましょう。

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡し、一定の保険料納付要件を満たしているときに、その人によって生計が維持されていた遺族(子のある妻、夫または子)に支給されます。遺族基礎年金の額は、基本額に子の加算額を加えた額です。

▶ 遺族基礎年金の基本額 ※数値は令和4年度

年額777,800円

付加年金

第1号被保険者で、老齢基礎年金の受給額を増やしたい方は、月額400円の付加保険料を納めることができます。老齢基礎年金には次の式によって計算された額が加算されます。

▶ 付加年金の額

200円×付加保険料納付月数

寡婦年金

寡婦年金は、第1号被保険者として保険料を納めた期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある夫が死亡し、夫によって生計を維持し、かつ死亡したときまで10年以上の婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給されます。死亡した夫が障害基礎年金や老齢基礎年金を受けていた場合には支給されません。年金額は、夫の第1号被保険者期間に基づいて計算した老齢基礎年金の額の4分の3になります。

死亡一時金

死亡一時金は、第1号被保険者として3年以上保険料を納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したときに(ただしその遺族が遺族基礎年金を受けられない場合)死亡した人と生計を同じにしていた遺族に支給されます。遺族の範囲は、死亡した人と生計を同じくする①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹です。死亡一時金の額は、保険料を納めた期間に応じて、次の表のとおりです。なお、付加保険料を3年以上納めている場合には、8,500円が加算されます。

保険料を納めた期間	金額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

保険料を納めることが難しい方は

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

- ①免除(全額免除・一部納付)申請
本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が全額免除または半額納付などの一部納付となります。なお、一部納付(一部免除)については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。
- ②納付猶予申請
50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。
- ③学生納付特例申請
学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

★①～③の期間は老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格をみる場合に必要な期間に算入されます(一部納付については、一部納付保険料を納付している事が必要です)。

★①の期間にかかる老齢基礎年金の金額は、保険料を全額納付した場合と比較すると計算式のとおりです。一部納付は、納付すべき保険料を納付されなかった場合は、年金額に算入されません。

★②、③の期間については、受給資格の必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の額には算入されません。

★将来満額の老齢基礎年金を受け取るために、①～③の期間について10年以内であればさかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。

★保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが難しい方は①～③の申請をしましょう。

産前産後免除

第1号被保険者が出産予定または出産したとき、単胎妊娠の場合は4か月間、多胎妊娠の場合は6か月間の保険料が免除されます。

他の免除と違い免除された期間の保険料が納付済みの扱いとなるため、追納などは不要で老齢基礎年金額へ反映されます。

届出は出産予定日の6か月前から可能です。

▶ 申請に必要な書類

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②母子健康手帳

年金生活者支援給付金

令和元年10月より開始された制度で、一定の要件を満たす方へ年金支払い時に給付金が給付されます。給付額は物価変動に応じて毎年度改定されます。

▶ 老齢年金生活者支援給付金 ※数値は令和4年度

- 支給額／月額5,020円を基準に保険料納付済期間等に応じて算出
- 支給要件／65歳以上の老齢基礎年金受給者で、前年の年金などの収入額等の合計が基準額以下かつ世帯全員の市町村民税が非課税

▶ 障害年金生活者支援給付金 ※数値は令和4年度

- 支給額／障害等級1級 月額6,275円
障害等級2級 月額5,020円
- 支給要件／障害基礎年金の受給者で、前年の所得が基準額以下

▶ 遺族年金生活者支援給付金 ※数値は令和4年度

- 支給額／月額5,020円
- 支給要件／遺族基礎年金の受給者で、前年の所得が基準額以下

国民健康保険

問 健康推進課 内線(1231~1233) / FAX 273-8011

国民健康保険は、万が一の病気やケガをしたときに安心して医療機関等にかかれるように、加入者が国保税を負担し合い、医療費等の給付に充てる相互扶助の制度です。

国民健康保険に加入する方

職場の健康保険に加入している人とその被扶養者や生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度加入者などを除き、市内に住所がある人は市の国民健康保険に加入しなければなりません。

被保険者証(保険証)及び高齢受給者証

国民健康保険の保険証(年齢が70歳以上75歳未満の方は自己負担割合が記載された被保険者証兼高齢受給者証)は一人につき1枚交付されます。診療を受けるときは必ず持参し、窓口に提示してください。

また、保険証は毎年8月に更新されます。

なお、診療時の自己負担割合は下記の通りになります。

義務教育就学前 2割	義務教育就学以後 70歳未満 3割	70歳以上75歳未満 2割 (現役並み所得者3割)
---------------	-------------------------	---------------------------------

こんな時は14日以内に届出をしてください

▶ 国民健康保険に加入するとき

内容	手続きに必要なもの
ほかの市町村から転入したとき	<input type="checkbox"/> ほかの市町村の転出証明書(写) <input type="checkbox"/> 印鑑
職場の健康保険をやめたとき、被扶養者からはずれたとき	<input type="checkbox"/> 職場の健康保険をやめた証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑
子どもが生まれたとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
生活保護を受けなくなったとき	<input type="checkbox"/> 保護廃止決定通知書 <input type="checkbox"/> 印鑑
外国籍の人が加入するとき	<input type="checkbox"/> 在留カード

マイナンバーカードまたはマイナンバーカードが確認できる書類と届出人の本人確認書類

▶ 国民健康保険をやめるとき

内容	手続きに必要なもの
ほかの市町村へ脱退するとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
職場の健康保険に加入したとき、被扶養者に認定されたとき	<input type="checkbox"/> 国民健康保険と職場の健康保険証 両方の保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
死亡したとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
生活保護を受けるようになったとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑

マイナンバーカードまたはマイナンバーカードが確認できる書類と届出人の本人確認書類

▶ その他

内容	手続きに必要なもの
市内で住所が変わったとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
氏名が変わったとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
世帯が分かれたり、一緒になったとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
被保険者証をなくしたとき	
修学でほかの市町村に転出するとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 在学証明書

マイナンバーカードまたはマイナンバーカードが確認できる書類と届出人の本人確認書類

※代理の方が手続きされるときは委任状が必要になることがあります。

マイナンバーカードの被保険者証利用

マイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになりました。マイナンバーカードを被保険者証として利用するためには、健康保険利用の申し込みが必要です。ただし、医療機関、薬局毎に利用開始時期が異なるため注意してください。利用できる医療機関、薬局については厚生労働省のHPで確認できます。

なお、現在の被保険者証が利用できなくなるわけではありません。

厚生労働省HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

その他の給付

- 出産育児一時金の支給／加入者が出産したとき支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。
- 葬祭費の支給／加入者が亡くなったとき、その葬祭を行った人に支給されます。
- 移送費の支給／医師の指示により、やむを得ず重病者の入院や転院などの移送をして費用がかかったとき、申請し保険者(市)が必要と認めた場合、移送費として支給されます。

後で払い戻されるもの(療養費)

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、その後窓口で申請し、審査で決定した場合、自己負担分を除いた額が後で支給されます。給付を受けるためには、保険証、預金通帳、マイナンバーカード等本人確認書類、印鑑のほか、下表の書類が必要です。

内容	手続きに必要なもの
やむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき	<input type="checkbox"/> 診療報酬明細書 <input type="checkbox"/> 領収書
医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき	<input type="checkbox"/> 医師の診断書等 <input type="checkbox"/> 領収書
骨折やねんざなどで健康保険を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき	<input type="checkbox"/> 施術明細書等 <input type="checkbox"/> 領収書
医師が必要と認めた手術などで生血を輸血したとき(第三者に限る)	<input type="checkbox"/> 医師の輸血証明書 <input type="checkbox"/> 領収書
医師が必要と認めたはり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき	<input type="checkbox"/> 医師の診断書等 <input type="checkbox"/> 施術明細書等 <input type="checkbox"/> 領収書
海外渡航中に医療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)	<input type="checkbox"/> 診療明細書(日本語の翻訳文を添付) <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> パスポートの写し

交通事故にあったとき

交通事故にあい、ケガをした場合でも、国民健康保険の保険証を使用して治療を受けることができます。しかし本来は、その医療費は、事故の原因となった加害者(第三者)が負担すべきものです。そのため交通事故にあったら、すぐに警察へ事故の届出を行い、自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書を添付して、「第三者の行為による被害届」を必ず提出してください。詳細は、健康推進課へお問い合わせください。

気をつけましょう

次の理由により国民健康保険の資格がなくなってもかかわらず、国民健康保険証を使用した場合には、医療費を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

- ①会社などの社会保険などに加入したとき
- ②千曲市から転出したとき

なお、受診中に保険が変わったときは、国民健康保険の資格がなくなったことを申し出て、お医者さんの窓口で新しい保険証を提出してください。

医療費が高額になったとき(高額療養費)

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担額限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。限度額は70歳未満の人、70歳以上75歳未満の人、また、所得に応じて決められています。限度額の詳細は、健康推進課にお問い合わせください。

支給の見込みがある世帯には、受診月の2～3か月後に勧奨通知・申請書が送付されます。

※高額な医療費の支払いが予定されている場合は、事前に限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証の交付を受けてください。

特定健診・特定保健指導

40歳以上74歳以下の国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した、生活習慣病予防・重症化予防のための特定健診・特定保健指導を実施しています。

人間ドック助成制度

35歳以上の国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者および社会保険加入者の被扶養者のうち助成制度のない方を対象として、人間ドックを受診した際の検査料の一部を助成します。なお、指定医療機関で受診する場合は、事前に受診補助券の交付申請が必要です。

助成額／1日(半日) 15,000円
／1泊2日 25,000円

※同一年度内に特定健診と人間ドック助成の両方を受けることはできませんので、ご注意ください。

後期高齢者医療制度

問 健康推進課 内線(1223) / FAX 273-8011

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方全員が加入する医療保険制度です。

後期高齢者医療制度に加入する方

- 75歳の誕生日を迎えた方(年齢到達による資格取得)。
 - 65歳以上で一定程度の障がいをお持ちの方(障害認定による資格取得)。
- ※障害認定による資格取得は、申請による手続きが必要です。

被保険者証(保険証)

後期高齢者医療制度の保険証は一人につき1枚交付されます。診療を受けるときは必ず持参し、窓口で提示してください。保険証は毎年8月に更新されます。

外来・入院ともかかった医療費の1割(一定以上の所得のある方は2割(※)または3割)を医療機関の窓口で支払っていただきます。

※令和4年10月から負担割合に2割が追加されます。

こんなときは窓口で手続きを

後期高齢者医療制度に加入するとき

内容	手続きに必要なもの
満75歳になったとき	市より保険証をお送りしますので、特に必要はありません。
障害認定の申請をしたとき	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 障がいの程度が分かる書類(身体障害者手帳など)
ほかの市区町村から転入したとき	市より後日保険証をお送りしますので、特に必要はありません。ただし、前市区町村から関係書類をお持ちの場合は、必ずご提出ください。

後期高齢者医療制度をやめるとき

内容	手続きに必要なもの
障害認定の撤回をしたとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 障がいの程度が分かる書類(身体障害者手帳など)
死亡したとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の預金通帳(貯金通帳) <input type="checkbox"/> 高額療養費・保険料等の承継人の預金通帳(貯金通帳)
ほかの市区町村へ転出するとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 預金通帳(貯金通帳)

その他

内容	手続きに必要なもの
市内で住所が変わったとき	市より後日保険証をお送りしますので、特に必要はありません。
氏名が変わったとき	市より後日保険証をお送りしますので、特に必要はありません。
被保険者証をなくしたとき	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード

※代理の方が手続きされるときは委任状が必要になることがあります。

医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が後から支給されます。該当される方には長野県後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送されます。初回は申請(支給口座の登録)が必要ですが、2回目以降は自動支給となります。

※入院または高額な外来診療を受ける際に「限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証」を提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。詳細は、健康推進課に問い合わせてください。

※入院時の食事代や差額ベッド代、医療保険対象外の治療費などは、高額療養費の対象とはなりません。詳細は、健康推進課に問い合わせてください。

高額医療高額介護合算制度

同じ世帯の中で、医療機関にかかったり、介護保険のサービスを利用したときの自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えた分が申請により後から支給されます。この自己負担限度額は年額で、毎年8月からの1年間に適用します。

後で払い戻されるもの(療養費)

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、その後、窓口へ申請し審査で決定した場合、自己負担分を除いた額が後で支給されます。給付を受けるためには、保険証、預金通帳、マイナンバーカード等本人確認書類、印鑑のほか、下表の書類が必要です。

内容	手続きに必要なもの
やむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき	<input type="checkbox"/> 診療報酬明細書 <input type="checkbox"/> 領収書
医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき	<input type="checkbox"/> 医師の意見書等 <input type="checkbox"/> 領収書
骨折やねんざなどで健康保険を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき	<input type="checkbox"/> 施術明細書等 <input type="checkbox"/> 領収書
医師が必要と認めた手術などで生血を輸血したとき(親族間を対象外)	<input type="checkbox"/> 医師の輸血証明書 <input type="checkbox"/> 領収書
医師が必要と認めたはり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき	<input type="checkbox"/> 医師の診断書等 <input type="checkbox"/> 施術明細書等 <input type="checkbox"/> 領収書
海外渡航中に医療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)	<input type="checkbox"/> 診療明細書(日本語の翻訳文を添付) <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> パスポートの写し

交通事故にあったとき

交通事故にあいケガをした場合でも、後期高齢者医療制度の保険証を使用して治療を受けることができます。しかし本来は、その医療費は、事故の原因となった加害者(第三者)が負担すべきものです。そのため交通事故にあつたら、すぐに警察へ事故の届出を行い、自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書を添付して、「第三者の行為による被害届」を必ず提出してください。詳細は、健康推進課へお問い合わせください。

葬祭費の支給、高額療養費・保険料等の承継の届出

加入者が亡くなったとき、その葬祭を行った人に50,000円が申請により支給されます。

被保険者が亡くなられた後に支給される高額療養費等の給付金や保険料の還付金は、被保険者から第三親等以内の方に承継していただきます。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、長野県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度に要する費用にあてるために賦課される保険料です。保険証をお持ちの個人ごとに賦課されます。

保険料の計算方法

保険料は、長野県後期高齢者医療広域連合が、被保険者の前年の所得に基づき保険料を決定します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人当りの保険料} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{40,907円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{〔前年中の総所得金額等} \\ \hline \text{-基礎控除(43万円)〕} \times \\ \hline \text{所得割率8.43\%} \\ \hline \end{array}$$

※上記の均等割額、所得割率は令和2・3年度のもので、2年おきに改定されます。

※所得の低い世帯の方は、均等割が軽減されます。

※後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった方は、所得割はかからず、制度加入から2年間は均等割が軽減されます。

※詳細は、健康推進課へお問い合わせください。

保険料の納付方法

原則、ご自身が受給されている年金からの天引きとなります(特別徴収)。年金天引きとならない方(新規に保険加入した方を含む)については、納付書払いとなります(普通徴収、口座振替可)。

健康診査

75歳以上で生活習慣病の治療をされていない方を対象に健康診査を行っています。申し込み方法などの詳細は、保健センターへお問い合わせください。

人間ドック助成制度

後期高齢者医療保険加入者を対象として、人間ドックを受診した際の検査料の一部を助成します。なお、指定医療機関で受診する場合は事前に受診補助券の交付申請が必要です。

助成額/1日(半日) 15,000円

1泊2日 25,000円

※同一年度内に後期高齢者健診と人間ドック助成を併せて受けることはできません。